

入会規定改定のお知らせ(4輪・VT)

— アライオートオークショングループ —

この度、アライオートオークショングループでは、平成21年3月1日より新規入会に関する規約を大幅に改定致しましたので、お知らせ致します。

従来、新規入会時の必須条件として、連帯保証人を付けて頂いており、会社法人の場合は、代表者プラス不動産を所有する第3者連帯保証人を状況に応じ1名以上必要としておりました。

しかし、新規入会希望者から「保証人条件が厳しく入会しづらい」などの意見が多く、入会の断念を余儀なくされる場合があります。今回の規約改定では、入会のハードルを下げる事でより多くの皆様にアライAAの利便性や、バントラ・2輪・輸出支援など、アライ独自の様々な付加価値サービスをご活用頂き、ビジネスチャンスを広げる場として頂く為、また会員増強により、更なるオークションの活性化を図り、会員様の取引拡大を実現する事を目的としております。その他、従来の会員資格として「原則設立2年以上」を条件としていましたが、今回の改定では、「古物商許可書取得1年以上」としており、自動車業界に新たに参入した事業歴の浅い方でもご入会し易い内容となっております。

更に会社法人の場合は、事業形態に合わせ入会条件を3種類(表1)に分け、より入会し易くなるよう改定致しました。上場企業の場合、連帯保証人が不要となり、資本金3千万円以上の企業は代表者が不動産を所有していれば、連帯保証人は不要となります。資本金3千万円未満の企業は、代表者が連帯保証人(不動産を問わず)となり、連帯保証人(不動産所有)を1名付けて頂く事となります。

また、連帯保証人の選定条件も変更しており、従来は「①社外で契約者と生計を別にする方②日本国籍を有する方③資産証明(土地謄本)を提出できる方で、資力を証明でき、高年齢でない方」としておりましたが、改定後は、①が削除となり、②は「日本国籍又は、日本国永住権を有する方」に、③は「不動産登記簿謄本を提出でき、高年齢でない方」に変更しております。従来と比較し、大幅に条件を緩和致しておりますので、是非この機会に多くの方々にご入会頂き、アライ4会場6開催をご活用頂く事で、ビジネスの幅を広げ、新たなチャンスをつかんで頂く為に、この度の変更となります。

(会社法人の入会規定・表1)

【事業形態】	【連帯保証人】	【入会金】	【保証金】
会社法人 A 上場企業	不要	50,000円	不要
会社法人 B 資本金3千万円以上	代表者様1名のみ ※代表者が不動産を所有していない場合は、会社法人Cに順じます。		50,000円
会社法人 C 資本金3千万円未満	代表者様と保証人1名 ※保証人1名は必ず不動産を所有していること。 代表者の不動産所有の有無は問わない。		

アライオートオークショングループ

荒井商事株式会社 東京本部
東京都港区東新橋1-1-21 今朝ビル3F
TEL : 03-6274-5361
FAX : 03-6274-3107
《担当》出縄・中山